

【表紙】**【提出書類】**

有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

2023年9月29日

【発行者名】フォーカス・シキャブ
(Focused SICAV)**【代表者の役職氏名】**チェアマン・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
ロバート・スティンガー (Robert Süttinger)
メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
イオアナ・ナウム (Ioana Naum)**【本店の所在の場所】**ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグL-1855、
J.F.ケネディ通り33A
(33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg,
Grand Duchy of Luxembourg)**【代理人の氏名又は名称】**弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治**【代理人の住所又は所在地】**東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所**【事務連絡者氏名】**弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治**【連絡場所】**東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所**【電話番号】**

03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券に係る外国投資法人の名称】フォーカス・シキャブ
ーグローバル・ボンド
ーハイ・グレード・ボンド・米ドル
ーハイ・グレード・ロング・ターム・ボンド・米ドル
ーUSコーポレート・ボンド・サステナブル・米ドル
ーワールドバンク・ロング・ターム・ボンド・米ドル
(Focused SICAV
- Global Bond
- High Grade Bond USD
- High Grade Long Term Bond USD)
- US Corporate Bond Sustainable USD
- World Bank Long Term Bond USD)

※本書は、EDINETコード「G11464」（フォーカス・シキャブ）と「G14176」（フォーカス・シキャブーUSコーポレート・ボンド・サステナブル・米ドル クラスF-a c c投資証券／ワールドバンク・ロング・ターム・ボンド・米ドル クラスF-a c c投資証券）および「G14249」（フォーカス・シキャブーUSコーポレート・ボンド・サステナブル・米ドル クラス円ヘッジF-a c c投資証券）を統合したものである。

【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態及び金額】

記名式無額面投資証券

グローバル・ボンド

クラス米ドルF－acc投資証券

クラス円ヘッジF－acc投資証券

ハイ・グレード・ボンド・米ドル

クラスF－acc投資証券

クラス円ヘッジF－acc投資証券

ハイ・グレード・ロング・ターム・ボンド・米ドル

クラスF－acc投資証券

クラス円ヘッジF－acc投資証券

USコーポレート・ボンド・サステナブル・米ドル

クラスF－acc投資証券

クラス円ヘッジF－acc投資証券

ワールドバンク・ロング・ターム・ボンド・米ドル

クラスF－acc投資証券

上限見込額は以下のとおりである。

グローバル・ボンド

クラス米ドルF－acc投資証券：14億6,480万米ドル（約1,997億円）を上限とする。

クラス円ヘッジF－acc投資証券：961億3,000万円を上限とする。

ハイ・グレード・ボンド・米ドル

クラスF－acc投資証券：14億8,220万米ドル（約2,021億円）を上限とする。

クラス円ヘッジF－acc投資証券：941億1,000万円を上限とする。

ハイ・グレード・ロング・ターム・ボンド・米ドル

クラスF－acc投資証券：17億8,040万米ドル（約2,427億円）を上限とする。

クラス円ヘッジF－acc投資証券：904億9,000万円を上限とする。

USコーポレート・ボンド・サステナブル・米ドル

クラスF－acc投資証券：11億270万米ドル（約1,503億円）

クラス円ヘッジF－acc投資証券：870億8,000万円

ワールドバンク・ロング・ターム・ボンド・米ドル

クラスF－acc投資証券：10億1,770万米ドル（約1,387億円）

（注1） 上限見込額は、便宜上、ファンドの投資証券の2023年2月末日現在の1口当たりの純資産価格に基づいて算出されている（グローバル・ボンドークラス米ドルF－acc投資証券については146.48 米ドル（約19,970 円）に1,000万口を、グローバル・ボンドークラス円ヘッジF－acc投資証券については9,613円に1,000万口を、ハイ・グレード・ボンド・米ドルークラスF－acc投資証券については148.22米ドル（約20,207円）に1,000万口を、ハイ・グレード・ボンド・米ドルークラス円ヘッジF－acc投資証券については9,411円に1,000万口を、ハイ・グレード・ロング・ターム・ボンド・米ドルークラスF－acc投資証券については178.04米ドル（約24,272円）に1,000万口を、ハイ・グレード・ロング・ターム・ボンド・米ドルークラス円ヘッジF－acc投資証券については9,049円に1,000万口を、USコーポレート・ボンド・サステナブル・米ドルークラスF－acc投資証券については110.27米ドル（約15,033円）に1,000万口を、USコーポレート・ボンド・サステナブル・米ドルークラス円ヘッジF－acc投資証券については8,708円に1,000万口を、ワールドバンク・ロング・ターム・ボンド・米ドルークラスF－acc投資証券については101.77米ドル（約13,874円）に1,000万口をそれぞれ乗じて算出した金額である。）。

（注2） 米ドルの円貨換算は、特に記載がない限り、2023年2月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝136.33円）による。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2023年4月28日に提出した有価証券届出書（2023年7月31日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済。）（以下「原届出書」という。）について、2023年9月29日付でファンドの設立地における目論見書が変更され、フォーカス・シキャブ-グローバル・ボンドの投資運用会社、投資方針、投資制限、手数料等及び税金、課税上の取扱いならびに「別紙A SFDR関連情報」等が変更されましたので、これらに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

（注）下線または傍線部は訂正部分を示します。

2 【訂正の内容】

第二部 ファンド情報

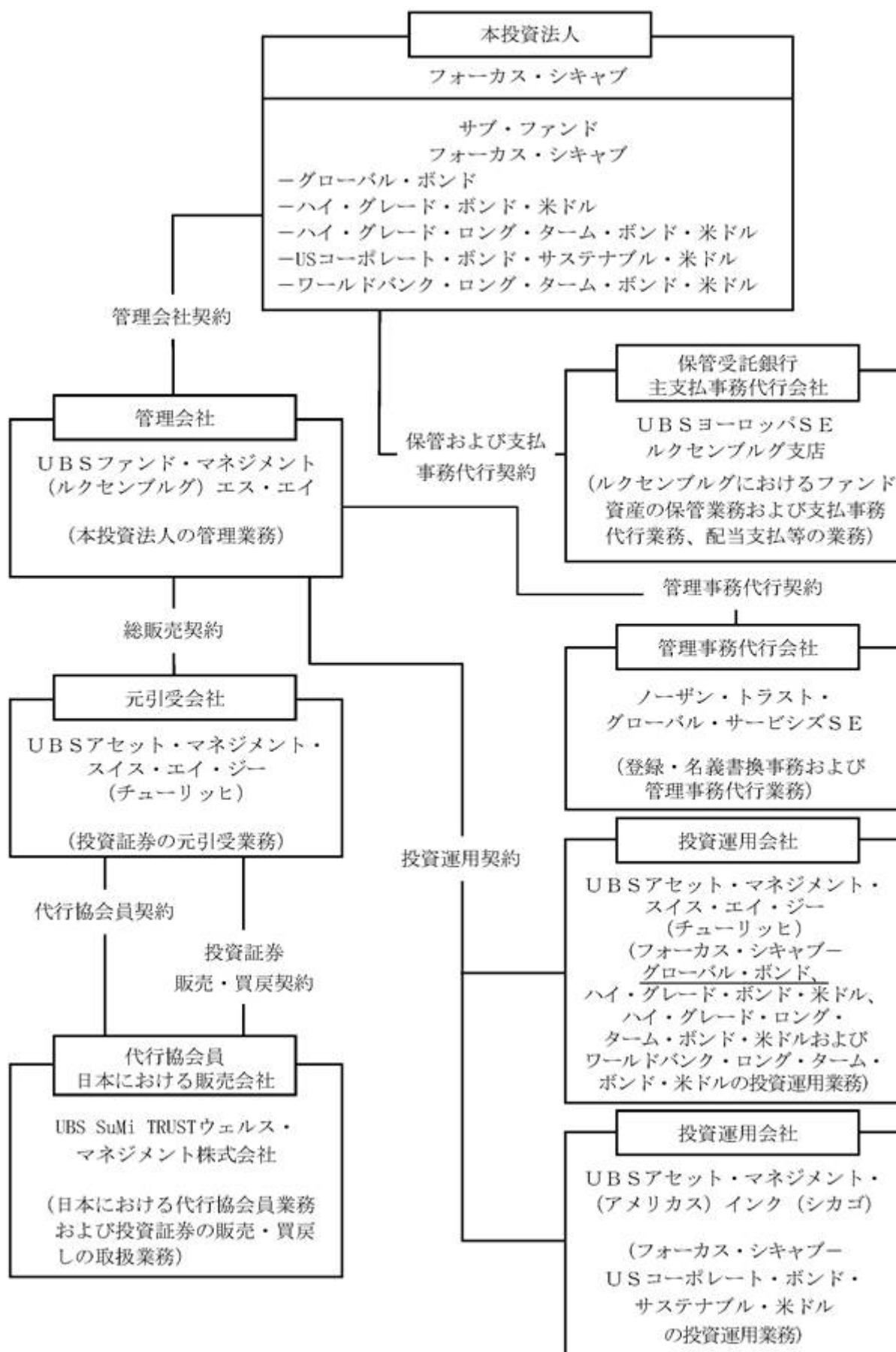
第1 ファンドの状況

1 外国投資法人の概況

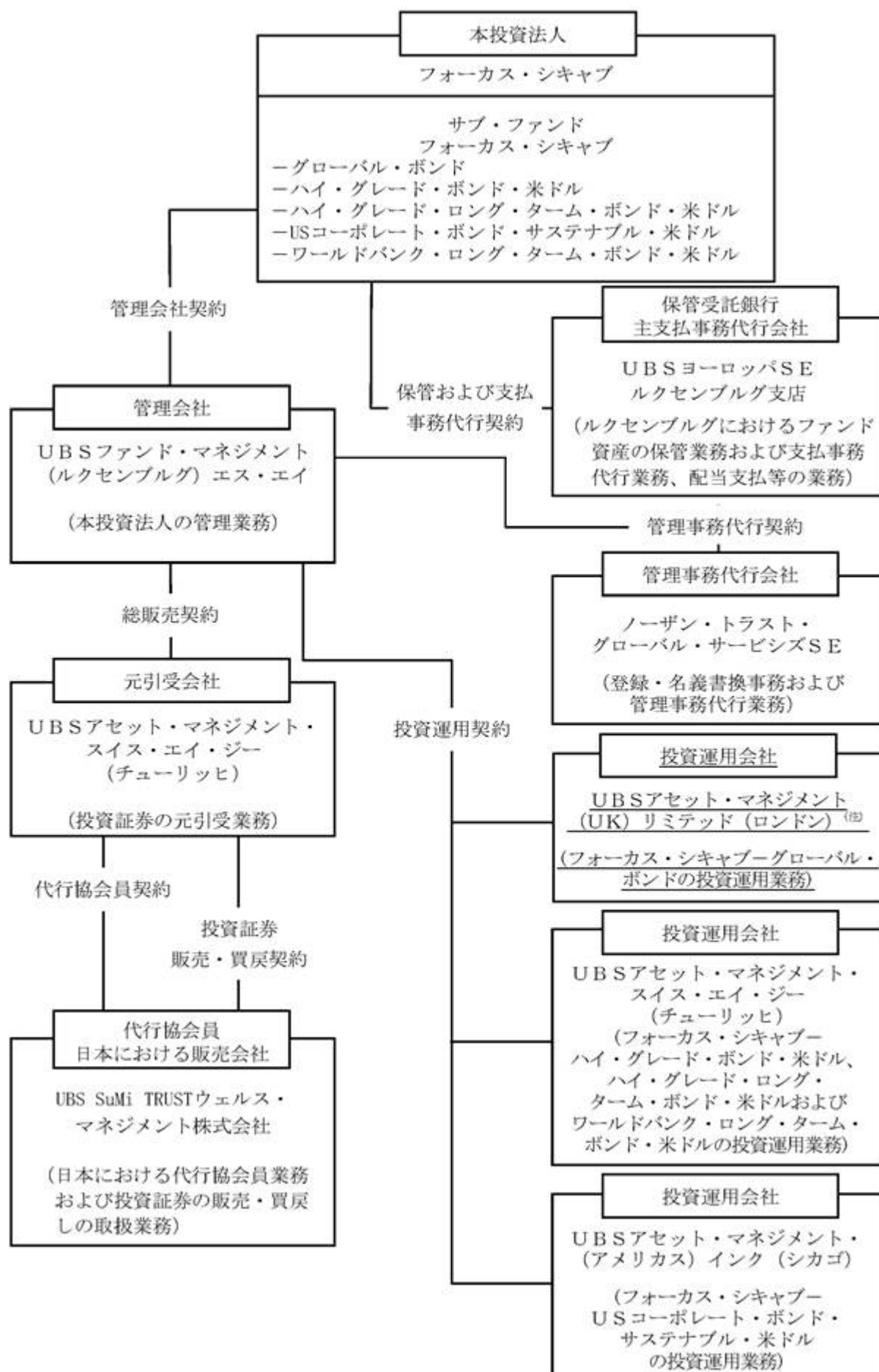
（3）外国投資法人の仕組み

a. ファンドの仕組み

<訂正前>



<訂正後>



(注) フォーカス・シキャブーグローバル・ボンドの投資運用会社は、内部的な理由により、2023年9月29日付で、UBS アセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー (チューリッヒ) (UBS Asset Management Switzerland AG, Zurich) から

UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッド（ロンドン）（UBS Asset Management (UK) Ltd., London）に変更された。以下同じ。

ｂ．本投資法人および関係法人の名称、運営上の役割および関係業務の内容

<訂正前>

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
(中略)		
ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズSE (Northern Trust Global Services SE)	管理事務代行会社	管理会社との間で管理事務代行契約（2017年10月1日効力発生）（注3）を締結。ファンドの登録・名義書換事務および管理事務代行業務について規定している。
UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ） (UBS Asset Management Switzerland AG, Zurich)	投資運用会社	2014年10月27日付で2014年7月22日より効力が生じるものとして管理会社との間で投資運用契約（注4）を締結（2019年5月20日付更改契約により更改済）。フォーカス・シキャブ— <u>グローバル・ボンド、ハイ・グレード・ボンド・米ドル、ハイ・グレード・ロング・ターム・ボンド・米ドルおよびワールドバンク・ロング・ターム・ボンド・米ドル</u> についての運用会社業務および投資顧問業務について規定している。
(後略)		

<訂正後>

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
(中略)		
ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズSE (Northern Trust Global Services SE)	管理事務代行会社	管理会社との間で管理事務代行契約（2017年10月1日効力発生）（注3）を締結。ファンドの登録・名義書換事務および管理事務代行業務について規定している。
<u>UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッド（ロンドン）</u> <u>(UBS Asset Management (UK) Ltd., London)</u>	<u>投資運用会社</u>	2023年9月29日より効力が生じるものとして管理会社との間で <u>投資運用契約（注4）</u> を締結。 <u>フォーカス・シキャブ—グローバル・ボンド</u> についての運用会社業務および投資顧問業務について規定している。

UBSアセット・マネジメント・ スイス・エイ・ジー（チューリッ ヒ） （UBS Asset Management Switzerland AG, Zurich）	投資運用会社	2014年10月27日付で2014年7月22日よ り効力が生じるものとして管理会社と の間で投資運用契約（注4）を締結 （2019年5月20日付更改契約により更 改済）。フォーカス・シキャブーハ イ・グレード・ボンド・米ドル、ハ イ・グレード・ロング・ターム・ボン ド・米ドルおよびワールドバンク・ロ ング・ターム・ボンド・米ドルに関し ての運用会社業務および投資顧問業務 について規定している。
--	--------	--

（後略）

2 投資方針

（1）投資方針

<訂正前>

（前略）

サブ・ファンドおよび特定の投資方針

（中略）

フォーカス・シキャブーハイ・グレード・ボンド・米ドル

フォーカス・シキャブーハイ・グレード・ロング・ターム・ボンド・米ドル

当該サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、ポートフォリオ構築、パフォーマンス評価およびリ
スク管理のための参考として、以下のインデックスを使用する。

フォーカス・シキャブーハイ・グレード・ボンド・米ドル：50%ブルームバーグ・ユーロドルAAー
以上1－5年／50%ブルームバーグ・バークレイズ米国債1－5年

（中略）

フォーカス・シキャブーワールドバンク・ロング・ターム・ボンド・米ドル

（中略）

サブ・ファンドは資産の少なくとも100%（現金、現金同等物、短期金融商品及びデリバティブを除
く。）を、サステナブル投資として適格な国際復興開発銀行（以下「IBRD」という。）が発行する世
界銀行債、ミディアムタームノート（MTN）および私募債に投資する。サブ・ファンドの資産を（例え
ば、高いインフローのため）IBRD証券に投資することができず、投資家の最善の利益になる場合、サ
ブ・ファンドは、その一部を一時的に米国債に投資することができる。

アクティブ運用されるサブ・ファンドであるフォーカス・シキャブーワールドバンク・ロング・
ターム・ボンド・米ドルは、ポートフォリオ構築、パフォーマンス評価およびリスク管理のための参
考として、ベンチマークであるソラクティブ・グローバル・マルチラテラル開発銀行債米ドル5－1
0年トータル・リターン・インデックスを使用する。

（後略）

<訂正後>

(前略)

サブ・ファンドおよび特定の投資方針

(中略)

フォーカス・シキャプーハイ・グレード・ボンド・米ドル

フォーカス・シキャプーハイ・グレード・ロング・ターム・ボンド・米ドル

当該サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、ポートフォリオ構築、パフォーマンス評価およびリスク管理のための参考として、以下のインデックスを使用する。

フォーカス・シキャプーハイ・グレード・ボンド・米ドル：50%ブルームバーグ・ユーロドルAAー以上1－5年／50%ブルームバーグ米国債1－5年

(中略)

フォーカス・シキャプーワールドバンク・ロング・ターム・ボンド・米ドル

(中略)

サブ・ファンドは資産の少なくとも100%（現金、現金同等物、短期金融商品及びデリバティブまたはヘッジ目的のその他金融商品を除く。）を、サステナブル投資として適格な国際復興開発銀行（以下「IBRD」という。）が発行する世界銀行債、ミディアムタームノート（MTN）および私募債に投資する。サブ・ファンドの資産を（例えば、高いインフローのため）IBRD証券に投資することができず、投資家の最善の利益になる場合、サブ・ファンドは、その一部を一時的に米国債に投資することができる。サブ・ファンドは、ヘッジ目的で債券先物、金利スワップおよび為替先渡などのデリバティブを利用することができる。

アクティブ運用されるサブ・ファンドであるフォーカス・シキャプーワールドバンク・ロング・ターム・ボンド・米ドルは、ポートフォリオ構築、パフォーマンス評価およびリスク管理のための参考として、ベンチマークであるソラクティブ・グローバル・マルチラテラル開発銀行債米ドル5－10年トータル・リターン・インデックスを使用する。

(後略)

(4) 投資制限

<訂正前>

投資原則

(中略)

5. 証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品

(中略)

レポ契約とは、一方の当事者が、ある証券を相手方当事者に対して売却すると同時に、当該証券を、指定された将来の日に、当該証券の表面利率とは無関係の市場金利を反映した指定価格で買い戻す取り決めを行う取引である。リバースレポ契約とは、サブ・ファンドが、ある証券を相手方当事者から購入すると同時に、当該証券を、合意された日にかかる価格で、相手方当事者に売却することを約束する取引である。証券貸付契約とは、「ローン」の対象である証券の権原を「貸主」から「借主」に移転し、借主が将来の日に貸主に「これに相当する証券」を交付することに合意する契約である（「証券貸付」）。一般に、クリアストリーム・インターナショナルもしくはユーロクリア等の公認決済機関を通じて、またはかかる業務を専門とする一流金融機関を利用して、当該機関が定める手順に従ってのみ、証券貸付が認められる。

(中略)

証券貸付の分野で本投資法人に業務を提供しているサービス提供会社は、その業務に対して市場基準に見合う報酬を受領する権利を有する。かかる報酬の金額は、毎年見直され、必要であれば、調整

される。現在、独立当事者間で交渉された証券貸付取引から受け取る総収益の60%は関連するサブ・ファンドに計上され、総収益の40%は、証券貸付仲介人たるUBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店および証券貸付サービス提供会社たるユービーエス・スイス・エイ・ジーによってコスト／費用として保持される。証券貸付プログラムの運用に係るすべてのコスト／費用は、総収益の証券貸付仲介人の取り分から支払われる。これには、証券貸付活動を通じて生じたすべての直接および間接のコスト／費用が含まれる。UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店およびユービーエス・スイス・エイ・ジーは、UBSグループの一員である。

（後略）

<訂正後>

投資原則

（中略）

5. 証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品

（中略）

レポ契約とは、一方の当事者が、ある証券を相手方当事者に対して売却すると同時に、当該証券を、指定された将来の日に、当該証券の表面利率とは無関係の市場金利を反映した指定価格で買い戻す取り決めを行う取引である。リバースレポ契約とは、サブ・ファンドが、ある証券を相手方当事者から購入すると同時に、当該証券を、合意された日にかかる価格で、相手方当事者に売却することを約束する取引である。証券貸付契約とは、「ローン」の対象である証券の権原を「貸主」から「借主」に移転し、借主が将来の日に貸主に「これに相当する証券」を交付することに合意する契約である（以下「証券貸付」という）。一般に、クリアストリーム・インターナショナルもしくはユーロクリア等の公認決済機関を通じて、またはかかる業務を専門とする一流金融機関を利用して、当該機関が定める手順に従ってのみ、証券貸付が認められる。

（中略）

証券貸付の分野で本投資法人に業務を提供しているサービス提供会社は、その業務に対して市場基準に見合う報酬を受領する権利を有する。かかる報酬の金額は、毎年見直され、必要であれば、調整される。現在、独立当事者間で交渉された証券貸付取引から受け取る総収入の60%は関連するサブ・ファンドに計上され、総収入の30%は、継続的な証券貸付業務および担保の運用について責任を負う、証券貸付業務提供会社たるユービーエス・スイス・エイ・ジーによって費用として保持され、総収入の10%は、取引管理、継続的な運用活動および担保の保管について責任を負う、証券貸付代行会社たるUBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店によって費用として保持される。証券貸付プログラムの運用に係るすべての費用は、総収益に占める証券貸付代行会社の部分から支払われる。これには、証券貸付活動を通じて生じたすべての直接および間接のコストが含まれる。UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店およびユービーエス・スイス・エイ・ジーは、UBSグループの一員である。

（後略）

4 手数料等及び税金

（４）その他の手数料等

<訂正前>

（前略）

f) 本投資法人の法的文書に関するコスト（目論見書、主要な投資家向け資料（以下「KIID」という。）、年次報告書および半期報告書ならびに居住国および販売が行われる国で法的に要求されるその他の一切の文書）。

（中略）

本投資法人の現在発生している費用の詳細はKIIDに記載されている。

（後略）

<訂正後>

（前略）

f) 本投資法人の法的文書に関するコスト（目論見書、重要情報文書（以下「KID」という。）、年次報告書および半期報告書ならびに居住国および販売が行われる国で法的に要求されるその他の一切の文書）。

（中略）

本投資法人の運営費用（または運営手数料）の詳細はKIDに記載されている。

（後略）

（５）課税上の取扱い

② ルクセンブルグ

<訂正前>

（前略）

PRCの税制

（中略）

a) 法人所得税：

（中略）

利息

PRCの税法および税規則または関連する租税条約に明確な免税または減税についての規定がない場合、PRCにPEを有しない税務上の非居住企業は、一般に、10%の源泉徴収税の形でCITが課される。2018年11月22日、PRCの財政部（以下「MOF」という。）および国家税務総局（以下「SAT」という。）は、PRCの債券市場への投資から海外機関投資家が稼得した債券に係る利息収入に関する税務問題に対処するため、財税2018年第108号通達（以下「通達第108号」という。）を共同で発表した。通達第108号に従い、2018年11月7日から2021年11月6日までの間に、PRCにPEを有しない（またはPRCにPEを有するが、PRCにおいて生じたかかる収入が事実上PEに関連しない。）海外機関投資家が稼得した債券に係る利息収入は、一時的にCITを免除される。この免除は、通達第108号に基づく一時的なものにすぎないため、2021年11月6日の後もかかる免除が適用されるかは不確かなままである。PRCの適用ある税法に従い、管轄権を有する国務院の財務局により発行された国債および／または国務院により承認された地方債の利息はCITを免除される。

キャピタル・ゲイン

外国人投資家がPRCの国内債券を取引することにより得たキャピタル・ゲインに対する課税について明確な規則はない。明確な規則がない場合、CITの取扱いは中国のCITに関する一般規定に

よって決定されることとなり、中国税務当局の解釈次第となる。PRCの国内債券の処分に係るキャピタル・ゲインに関して、PRC税務当局は、かかるキャピタル・ゲインはPRCにおいて生じたとはみなされず、よってPRCにおいて適用されるWITを課されないと何度も言及してきた。ただし、このことを裏付ける明文化された税務規定はない。実際に現状では、外国人投資家がPRCの国内債券を取引することにより得たキャピタル・ゲインにWITは適用されていない。PRC税務当局が将来当該所得を課税することを決定した場合、ポートフォリオマネージャーはPRC税務当局に対し、サブ・ファンドをルクセンブルグの居住者として扱い、PRCとルクセンブルグの二重課税条約に規定されているキャピタル・ゲイン税免除を適用するよう要請する。ただし、これは保証できない。

b) 増値税（以下「VAT」という。）：

（中略）

外国人投資家が稼得したPRCの国内債券への投資に係る利息収入には、特別の免税規定が適用されない場合、6%のVATが課される（下記の通達第108号に対する注記を参照のこと。）。通達第36号に従い、預金に係る利息収入にVATは課されず、国債に係る利息収入もVATを免除される。通達第108号は、2018年11月7日から2021年11月6日までの間に、中国の債券市場に投資する海外機関投資家が稼得した債券に係る利息収入についてVATの免除を規定している。この免除は、通達第108号に基づく一時的なものにすぎないため、2021年11月6日の後もかかる免除が適用されるかは不透明である。

（後略）

<訂正後>

（前略）

PRCの税制

（中略）

a) 法人所得税：

（中略）

利息

PRCの税法および税規則または関連する租税条約に明確な免税または減税についての規定がない場合、PRCにPEを有しない税務上の非居住企業は、一般に、10%の源泉徴収税の形でCITが課される。2018年11月22日、PRCの財政部および国税総局は、PRCの債券市場への投資から海外機関投資家が稼得した債券に係る利息収入に関する税務問題に対処するため、財税2018年第108号通達（以下「通達第108号」という。）を共同で発表した。通達第108号に従い、2018年11月7日から2021年11月6日までの間に、PRCにPEを有しない（またはPRCにPEを有するが、PRCにおいて生じたかかる収入が事実上PEに関連しない。）海外機関投資家が稼得した債券に係る利息収入は、一時的にCITを免除される。通達第108号に加えて、2021年11月22日、財政部および国税総局は、共同で財政部／国税PN（2021年）第34号（以下「PN第34号」という。）を発表し、これにより当該免除が2025年12月31日を上限として延長された。この免除は、通達第108号およびPN第34号に基づく一時的なものにすぎないため、2025年12月31日の後もかかる免除が適用されるかは不確かなままである。PRCの適用ある税法に従い、管轄権を有する国务院の財務局により発行された国債および／または国务院により承認された地方債の利息はCITを免除される。

キャピタル・ゲイン

外国人投資家がPRCの国内債券を取引することにより得たキャピタル・ゲインに対する課税について明確な規則はない。明確な規則がない場合、CITの取扱いは中国のCITに関する一般規定によって決定されることとなり、中国税務当局の解釈次第となる。PRCの国内債券の処分に係るキャ

ピタル・ゲインに関して、PRC税務当局は、かかるキャピタル・ゲインはPRCにおいて生じたとはみなされず、よってPRCにおいて適用されるWITを課されないと何度も口頭で指摘している。ただし、このことを裏付ける明文化された税務規定はない。実際に現状では、外国人投資家がPRCの国内債券を取引することにより得たキャピタル・ゲインにWITは適用されていない。PRC税務当局が将来当該所得を課税することを決定した場合、ポートフォリオマネージャーはPRC税務当局に対し、サブ・ファンドをルクセンブルグの居住者として扱い、PRCとルクセンブルグの二重課税条約に規定されているキャピタル・ゲイン税免除を適用するよう要請する。ただし、これは保証できない。

b) 増値税（以下「VAT」という。）：

（中略）

外国人投資家が稼得したPRCの国内債券への投資に係る利息収入には、特別の免税規定が適用されない場合、6%のVATが課される（下記の通達第108号に対する注記を参照のこと。）。通達第36号に従い、預金に係る利息収入にVATは課されず、国債に係る利息収入もVATを免除される。通達第108号は、2018年11月7日から2021年11月6日までの間に、中国の債券市場に投資する海外機関投資家が稼得した債券に係る利息収入についてVATの免除を規定している。かかる免除は、PN第34号に従い2025年12月31日を上限としてさらに延長されている。通達第108号およびPN第34号に基づくかかる免除は一時的なものにすぎないため、2025年12月31日の後もかかる免除が適用されるかは不透明である。

（後略）

第三部 外国投資法人の詳細情報

第4 関係法人の状況

1 資産運用会社の概況

(1) 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

- ① UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（「管理会社」）
（中略）

b. 事業の内容

UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイの目的は、ルクセンブルグまたは外国の法律に基づく集合投資またはオルタナティブ投資ファンドの事業を設立、運営、促進、販売、管理および助言することである。

- ② UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）（「投資運用会社」）
（中略）

b. 事業の内容

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）は、スイス内外のファンドならびに機関投資家および非機関投資家のクライアントに対し、ポートフォリオ運用を提供している。UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）が提供する運用の範囲は、アクティブ株式、システマティックならびにインデックス投資、債券、インベストメント・ソリューション、不動産およびプライベート・マーケットに及ぶ。

- ③ UBSアセット・マネジメント（アメリカス）インク（シカゴ）（「投資運用会社」）
（後略）

<訂正後>

- ① UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（「管理会社」）
（中略）

b. 事業の内容

UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイの目的は、ルクセンブルグまたは外国の法律に基づく集合投資またはオルタナティブ投資ファンドの事業を設立、運営、促進、販売、管理および助言することである。

- ② UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッド（ロンドン）（「投資運用会社」）

a. 資本金（株主資本）の額

2023年7月末日現在の株主資本総額は、140,000,000英ポンド（約254億円）

（注）英ポンドの円貨換算は、便宜上、2023年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1英ポンド＝181.20円）による。

b. 事業の内容

UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッド（ロンドン）は、ユービーエス・エイ・ジーの子会社であり、英国において登録し、金融行為監督機構（FCA）の許可および規制を受けている。投資運用会社は、機関投資家の資産運用会社およびホールセールを行なう仲介金融機関経由の資産運用業務の提供を行う。

③ UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）（「投資運用会社」）

（中略）

b. 事業の内容

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）は、スイス内外のファンドならびに機関投資家および非機関投資家のクライアントに対し、ポートフォリオ運用を提供している。UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）が提供する運用の範囲は、アクティブ株式、システムティックならびにインデックス投資、債券、インベストメント・ソリューション、不動産およびプライベート・マーケットに及ぶ。

④ UBSアセット・マネジメント（アメリカス）インク（シカゴ）（「投資運用会社」）

（後略）

（２）運用体制

<訂正前>

（前略）

B. 投資運用会社

（中略）

（ロ）投資運用方針の意思決定プロセス

（中略）

ファンドの管理体制

（中略）

投資運用会社

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）

UBSアセット・マネジメント（アメリカス）インク（シカゴ）

<訂正後>

（前略）

B. 投資運用会社

（中略）

（ロ）投資運用方針の意思決定プロセス

（中略）

ファンドの管理体制

（中略）

投資運用会社

UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッド（ロンドン）

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）

UBSアセット・マネジメント（アメリカス）インク（シカゴ）

(3) 大株主の状況

<訂正前>

① UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

(2023年4月末日現在)

名称	住所	所有株式数 (株)	比率 (%)
UBSアセット・ マネジメント・エイ・ジー (UBS Asset Management AG)	バーンホフ・シュトラッセ45、 CH-8001 チューリッヒ、スイス	6,500	100

② UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）

(2023年4月末日現在)

名称	住所	所有株式数 (株)	比率 (%)
UBSアセット・ マネジメント・エイ・ジー (UBS Asset Management AG)	バーンホフ・シュトラッセ45、 CH-8001 チューリッヒ、スイス	5,000,000	100

③ UBSアセット・マネジメント（アメリカス）インク（シカゴ）

(後略)

<訂正後>

① UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

(2023年4月末日現在)

名称	住所	所有株式数 (株)	比率 (%)
UBSアセット・ マネジメント・エイ・ジー (UBS Asset Management AG)	バーンホフ・シュトラッセ45、 CH-8001 チューリッヒ、スイス	6,500	100

② UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッド（ロンドン）

(2023年7月末日現在)

名称	住所	所有株式数 (株)	比率 (%)
UBSアセット・ マネジメント・ホールディン グ・リミテッド (UBS Asset Management Holding Ltd)	ブロードゲート 5、ロンドン、英国	139,999,999	99.999
フィルドリュー・ ノミニーズ・リミテッド (Phildrew Nominees Ltd)	ブロードゲート 5、ロンドン、英国	1	0.001

③ UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）

（2023年4月末日現在）

名称	住所	所有株式数 (株)	比率 (%)
UBSアセット・ マネジメント・エイ・ジー (UBS Asset Management AG)	バーンホフ・シュトラッセ45、 CH-8001 チューリッヒ、スイス	5,000,000	100

④ UBSアセット・マネジメント（アメリカス）インク（シカゴ）
（後略）

（4）役員の状況

<訂正前>

① UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

（2023年4月末日現在）

氏名	役職名	就任	略歴	所有株式
（中略）				
ミリアム・ウエベル (Miriam Uebel)	インディペンデント・ディレクター／ボード・メンバー	2022年3月8日	UBSアセット・マネジメント（ドイツチェランド） ゲーエムベーハー、 フランクフルト、ドイツ インスティテューショナル・クライアント・カバレッジ	該当なし

② UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）

（2023年4月末日現在）

氏名	役職名	略歴	所有株式
（中略）			
ビョーハイム・ジェイコブ (Bjorheim Jacob)	社外インディペンデント・ディレクター	2019年6月20日就任	該当なし

③ UBSアセット・マネジメント（アメリカス）インク（シカゴ）
（後略）

<訂正後>

① UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

（2023年4月末日現在）

氏名	役職名	就任	略歴	所有株式
（中略）				
ミリアム・ウエベル （Miriam Uebel）	インディペンデント・ディレクター／ボード・メンバー	2022年3月8日	UBSアセット・マネジメント（ドイツランド） ゲーエムバーハー、 フランクフルト、ドイツ インスティテューショナル・クライアント・カバレッジ	該当なし

② UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッド（ロンドン）

（2023年7月末日現在）

氏名	役職名	略歴	所有株式
イアン・アシュメント （Ian Ashment）	ディレクター／ ボード・メンバー	2019年10月30日就任	非公開
プリシラ・デイヴィス （Priscilla Davies）	チェアマン	2017年9月20日就任	非公開
ルース・ビーチイ （Ruth Beechey）	ディレクター／ ボード・メンバー	2018年3月26日就任	非公開
キース・マーティン・ ジェックス （Keith Martin Jecks）	ノン・エグゼクティブ・ ディレクター	2018年10月1日就任	非公開
ミシェル・ベローズ （Michelle Bereaux）	ディレクター／ ボード・メンバー	2022年9月13日就任	非公開

③ UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）

（2023年4月末日現在）

氏名	役職名	略歴	所有株式
（中略）			
ビョーハイム・ジェイコブ （Bjorheim Jacob）	社外インディペンデント・ ディレクター	2019年6月20日就任	該当なし

④ UBSアセット・マネジメント（アメリカス）インク（シカゴ）

（後略）

(5) 事業の内容及び営業の概況

<訂正前>

① UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

(中略)

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	オープン・エンド型 投資信託／投資法人	404	479,702,090.62オーストラリア・ドル
			1,867,479,434.69カナダ・ドル
			15,154,793,483.70スイス・フラン
			4,388,558,439.29中国元
			483,955,359.27デンマーク・クローネ
			51,586,084,384.31ユーロ
			2,233,969,443.96英ポンド
			274,717,848.66香港ドル
			618,129,235,892.92日本円
			30,411,701.23シンガポール・ドル
			115,807,478,280.37米ドル

② UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）

(中略)

(注1) 一単位当たり純資産価格は開示していない。

(注2) 上記は管理会社から提供された情報に基づく。

③ UBSアセット・マネジメント（アメリカス）インク（シカゴ）

(後略)

<訂正後>

① UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

(中略)

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	オープン・エンド型 投資信託／投資法人	404	479,702,090.62オーストラリア・ドル
			1,867,479,434.69カナダ・ドル
			15,154,793,483.70スイス・フラン
			4,388,558,439.29中国元
			483,955,359.27デンマーク・クローネ
			51,586,084,384.31ユーロ
			2,233,969,443.96英ポンド
			274,717,848.66香港ドル
			618,129,235,892.92日本円
			30,411,701.23シンガポール・ドル
			115,807,478,280.37米ドル

② UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッド（ロンドン）

2023年7月末日現在、UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッド（ロンドン）は97本のサブ・ファンドを運用しており、そのうち運用資産額上位10位のサブ・ファンドは、以下のとおりである。

	名称	基本的性格	設定日 (年/月/日)	純資産総額 (ユーロ)
1	UBS (Lux) Fund Solutions - MSCI World Socially Responsible UCITS ETF	変動資本を有する 投資法人	2011年8月19日	4,366,843,273
2	UBS (Lux) Fund Solutions - MSCI Emerging Markets UCITS ETF	変動資本を有する 投資法人	2010年11月12日	3,733,804,404
3	UBS (Lux) Fund Solutions - MSCI Japan UCITS ETF	変動資本を有する 投資法人	2001年10月30日	2,755,672,915
4	UBS (Lux) Fund Solutions - MSCI EMU UCITS ETF	変動資本を有する 投資法人	2002年9月19日	2,668,756,440
5	UBS (Lux) Fund Solutions - MSCI Emerging Markets Socially Responsible UCITS ETF	変動資本を有する 投資法人	2014年9月4日	2,161,155,236
6	UBS (Lux) Fund Solutions - MSCI United Kingdom UCITS ETF	変動資本を有する 投資法人	2013年8月30日	2,145,069,945
7	UBS (Lux) Fund Solutions - MSCI EMU Socially Responsible UCITS ETF	変動資本を有する 投資法人	2011年8月17日	2,113,728,539
8	UBS (Lux) Fund Solutions - MSCI Switzerland 20/35 UCITS ETF	変動資本を有する 投資法人	2013年10月31日	1,949,988,177
9	UBS (Lux) Fund Solutions - MSCI USA Socially Responsible UCITS ETF	変動資本を有する 投資法人	2011年8月17日	1,660,535,363
10	UBS (Lux) Fund Solutions - MSCI Canada UCITS ETF	変動資本を有する 投資法人	2009年9月30日	1,346,412,802

（注1）一単位当たり純資産価格は開示していない。

（注2）上記は管理会社から提供された情報に基づく。

③ UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）

（中略）

（注1）一単位当たり純資産価格は開示していない。

（注2）上記は管理会社から提供された情報に基づく。

④ UBSアセット・マネジメント（アメリカス）インク（シカゴ）

（後略）

第四部 特別情報

第3 その他

別紙A

SFDR関連情報

「別紙A SFDR関連情報」は以下の内容に更新されます。

規則(EU)2019/2088第8条第1項、第2項および第2a項ならびに
規則(EU)2020/852第6条第1項において言及される

金融商品に関する契約前の情報開示

持続可能な投資とは、環境目的または社会目的に貢献する経済活動への投資をいう。ただし、当該投資は環境目的または社会目的を著しく害するものではないことおよび投資先企業が良好なガバナンス慣行に従っていることを条件とする。

EUタクソノミーは、規則(EU)2020/852に定められる分類システムであり、**環境的に持続可能な経済活動の一覧**を定めたものである。当該規則には、社会的に持続可能な経済活動の一覧は含まれていない。環境目的を有する持続可能な投資は、タクソノミーに適合している場合もあれば、適合していない場合もある。

商品名:フォーカス・シキャブーUS コーポレート・ボンド・サステナブル・米ドル
法人識別番号:5493007Z6740FCTSM20

環境的および／または社会的特性

この金融商品は持続可能な投資目的を有しているか？

☒ ☒ はい

☒ ☐ いいえ

☐ 以下の経済活動に対して環境目的を有する持続可能な投資を行う比率(下限):__%

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動

☐ 社会目的を有する持続可能な投資を行う比率(下限):__%

☒ 環境的／社会的(E/S)特性を促進するものであり、持続可能な投資を目的とはしていないものの、少なくとも10%の比率で以下の持続可能な投資を行う

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☒ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☒ 社会目的を有する持続可能な投資

☐ E/S特性を促進するものではあるが、持続可能な投資を行わない



この金融商品により、いかなる環境的および／または社会的特性が促進されるか？

この金融商品により以下の特性が促進される。

- 1) そのベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイル
- 2) 参照ベンチマークを下回る加重平均炭素原単位(WACI)

ベンチマークは、環境的および／または社会的特性に応じて構成銘柄を評価し、または含めることを行わない広範な市場指数であるため、この金融商品により促進される特性に沿うように意図されたものではない。この金融商品により促進される特性を実現する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。

● この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれの実現度を測定するためにどのような持続可能性指標が用いられるか？

上記の特性は、それぞれ以下の指標を用いて測定される。

特性 1)について:

強力な環境・社会パフォーマンスの特性または強力なサステナビリティ・プロファイルを有する投資ユニバースについて発行体／企業を特定するためにUBS ESGコンセンサススコアを用いる。このUBS ESGコンセンサススコアは、内部および認められた外部プロバイダーからのESGスコアデータの標準加重平均である。プロバイダー1社からのESGスコアに依拠する場合よりも、コンセンサススコアのアプローチは、サステナビリティ・プロファイルの有効性の確信度を高める。

UBS ESGコンセンサススコアは、環境、社会およびガバナンス(ESG)の側面に関して、関連する発行体／企業のパフォーマンス等の持続可能性要因を評価する。かかるESGの側面は、発行体／企業が事業を展開している主要分野およびESGリスク管理におけるその有効性に関連する。環境要因および社会要因には、(とりわけ)環境フットプリントおよび経営効率、環境リスク管理、気候変動、天然資源の使用、汚染・廃棄物管理、労働基準およびサプライチェーンの監理、人的資本、ボード・ダイバーシティ、労働安全衛生、製品安全性、ならびに詐欺防止および汚職防止のガイドラインが含まれる可能性がある。

サブ・ファンドの各投資対象は、UBS ESGコンセンサススコア(0～10の基準で、10が最高のサステナビリティ・プロファイル)を有する。個別の投資対象レベルでのUBS ESGコンセンサススコアの最小値は設定されていない。

特性 2)

スコープ 1 およびスコープ 2 の加重平均炭素原単位(WACI):

ー スコープ1は直接的な炭素排出量をいうため、スコープ1には、関連する事業体または発行体の自社所有のまたは管理下にある排出源からのすべての直接的な温室効果ガス排出量が含まれる。

ー スコープ2は間接的な炭素排出量をいうため、スコープ2には、関連する事業体または発行体が消費する電気、熱エネルギーおよび／または蒸気の生産からの温室効果ガス排出量が含まれる。

● この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は何か、また持続可能な投資は当該目的にどのように貢献するか？

この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は、この金融商品により促進される一または複数の環境的および／または社会的特性に貢献することである。

持続可能性指標とは、金融商品により促進される環境的または社会的特性がどのように実現されるかを測定するものである。

主要な悪影響とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関する持続可能性要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。

● **この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資は、環境面または社会面での持続可能な投資の目的に著しい害を及ぼすことをいかにして避けるのか？**

ポートフォリオ・マネジャーは、この金融商品の投資ユニバースに除外（エクスクリューション）事項を適用している。サステナビリティ・エクスクリューション・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針 サステナビリティ・エクスクリューション・ポリシー」の項に記載されている。

除外事項には、一般炭採掘および一般炭中心のエネルギー生産ならびにオイル・サンドが含まれ、ポートフォリオ・マネジャーは、スコープ1+2の炭素原単位の絶対値または相対値の低さに基づき投資対象を選定する。UBSアセット・マネジメントは、非人道的兵器（すなわち、クラスター弾、対人地雷、化学兵器および生物兵器）に関与している企業または核兵器不拡散条約に違反している企業に投資しない。

投資は、この金融商品により促進される環境的および／または社会的特性に応じてポジティブ・スクリーニングがなされる。

持続可能性要因への悪影響の指標はどのように考慮されているのか？

ポートフォリオ・マネジャーは独自のESGリスク・ダッシュボードを用いており、ダッシュボードにより、株式アナリストおよび信用アナリストは、「UBS ESGリスク・シグナル」で重大なESGリスクがある企業を迅速に識別することが可能となる。この明確で実用的なシグナルは、かかるリスクの根源および投資案件とのつながりに関するより綿密な分析の出発点となる。

持続可能な投資はOECD多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則にどのように適合しているか？（詳細）

国際連合グローバル・コンパクト（UNGC）の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を示していない企業は、投資ユニバースから除外される。

EUタクソノミーは、タクソノミー適合投資はEUタクソノミーの目的を著しく害するものであってはならないという「著しい害を及ぼさない」原則を定めており、具体的なEU基準が伴う。

「著しい害を及ぼさない」原則は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮しているこの金融商品の原投資対象のみに適用される。この金融商品の残りの部分の原投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮していない。

その他の持続可能な投資も、環境目的または社会目的を著しく害してはならない。



● **この金融商品は持続可能性要因への主要な悪影響を考慮するか？**

✖ 考慮する。

主要な悪影響（以下「PAI」という。）とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関する持続可能性要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。UBSは、その意思決定プロセスにPAI指標を組み込んでいる。

現在、以下のPAI指標が、投資ユニバースからの除外によって考慮されている。

1.4 「化石燃料セクターで活動する企業へのエクスポージャー」

- ー 一般炭の採掘および外部業者への販売またはオイル・サンドの採掘から(UBS AMサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーに基づく)一定の基準を超える収益を得る企業は、除外される。
- ー 一般炭中心のエネルギー生産から(UBS AMサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーに基づく)一定の基準を超える収益を得る企業は、除外される。

1.10 「国際連合グローバル・コンパクトの原則および経済協力開発機構(OECD)多国籍企業行動指針の違反」

- ー 国際連合グローバル・コンパクト(UNGC)の原則に違反している企業であって、信頼性のある正行動を示していないとUBS-AMのステュワードシップ委員会が判断する企業は、除外される。

1.14 「非人道的兵器(対人地雷、クラスター弾、化学兵器および生物兵器)へのエクスポージャー」

- ー UBS-AMは、クラスター弾、対人地雷もしくは化学兵器および生物兵器に関与する企業または核拡散防止条約に違反する企業には投資しない。UBS-AMは、非人道的兵器の開発、生産、保管、保守もしくは輸送に関与する企業またはそのような企業の過半数株主(50%以上の持株比率)である企業を非人道的兵器に関与するものとみなす。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針 サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」の項に記載されている。

以下のPAI指数は、促進される特性によって考慮される。

1.3 「投資先企業のGHG原単位」

- ー ポートフォリオ・マネジャーは、スコープ1+2の炭素原単位のベンチマークに対する絶対値または相対値の低さに基づき投資対象を選定する。

「著しい害を及ぼさない」(DNSH)の評価に際して、UBS-AMは、利用可能性および適切性に基づき、選定された悪影響指標を考慮する。これらの指標は、各指標について定義される個別の基準により一つのシグナルに結合される。単一の指標が満たされない場合、投資対象はDNSH基準を充足しないことになる。以下のPAI指標もまた、本シグナルの一部である。

1.7 「生物多様性センシティブ・エリアに悪影響を及ぼす活動」

1.13 「取締役会のジェンダー多様性」

1.15 「GHG原単位」

1.16 「社会的違反の対象となる投資先国」

持続可能性要因に対するPAIの考慮に関する情報も、サブ・ファンドの年次報告書に記載されている。

考慮しない。

この金融商品が用いる投資戦略はどのようなものか？

ESG インテグレーション:

ESGインテグレーションは、リサーチ・プロセスの一環として重大なESGリスクを検討することにより行われる。ESGインテグレーションにより、ポートフォリオ・マネジャーが投資決定に影響を及ぼす財務上関連する持続可能性要因を特定し、投資決定を実行に移す際にESGに関する検討事項を組み入れることができるようになり、またESGリスクを体系的にモニタリングし、リスク選好度およびリスク制約と比較することが可能となる。ESGインテグレーションは、有価証券の選定、投資に対する確信度およびポートフォリオの組入比率を通じてポートフォリオ構築にも役立つ。

投資戦略は、投資目的およびリスク許容度等の要素に基づく投資判断の指針となるものである。

- ・ 企業発行体の場合、このプロセスでは投資決定に影響を及ぼす可能性がある財務上関連する要因をセクター毎に特定する UBS 内部の ESG 重大問題の枠組みを利用する。財務上の重要性に対するかかる姿勢により、企業の財務パフォーマンス、ひいては投資リターンに影響を及ぼす可能性がある持続可能性要因をアナリストが重視することが確保される。また、ESG インテグレーションにより、企業の ESG リスク・プロファイルを改善し、これにより企業の財務パフォーマンスに対して ESG 上の問題が及ぼす潜在的な悪影響を軽減するためのエンゲージメントの機会を見出すことができる。ポートフォリオ・マネジャーは、重大な ESG リスクがある企業を識別するために、内部および外部の複数の ESG のデータ・ソースを組み合わせた UBS 内部の ESG リスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスに ESG リスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対して ESG リスクを明確に示す。
- ・ 企業以外の発行体の場合、ポートフォリオ・マネジャーは、重要な ESG 要因に関するデータを統合した定性的または定量的な ESG リスク評価を適用する。

重大なサステナビリティ/ESGに関する検討事項の分析には、とりわけカーボン・フットプリント、健康および福祉、人権、サプライ・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびにガバナンス等の様々な側面を含めることができる。

ファンド特有の除外事項:

発行体は、5の基準(1ー極めて低い、2ー低い、3ー普通、4ー高い、5ー極めて高い)を用いて発行体の評価する独自のUBS ESGリスク勧告を用いてESGリスクについて評価を受ける。サブ・ファンドは、UBS ESGリスク勧告全体が1から3の間にあり、サステナビリティ・フォーカス・ファンドにとって受け入れ可能なリスクであるとみなされる場合を除き、概して、ESGリスク・ダッシュボード(ESG統合の項に記載される。)において特定されるリスクのある企業発行体を除外する。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー:

ポートフォリオ・マネジャーのサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、この金融商品の投資ユニバースに適用される除外(エクスクルージョン)事項を概説したものである。サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針 サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」の項に記載されている。

● この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれを実現するための投資対象を選定するために用いられる投資戦略の結合要素はどのようなものか？

この金融商品により促進される一または複数の特性を実現するための投資対象を選定するため、投資戦略の以下の一または複数の結合要素が用いられる。

特性1):

ベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイル

特性2):

そのベンチマークを下回るスコープ1およびスコープ2の加重平均炭素原単位(WACI)

計算では、現金、デリバティブおよび無格付投資商品は考慮されない。

四半期末に、当該四半期のすべての営業日における価額の平均値を用いて、一または複数の特性ならびにこの金融商品により促進される環境的および／または社会的特性を満たすために利用される持続可能な投資対象の最低比率および投資対象の最低比率が計算される。

ファンド特有の除外事項:

発行体は、5の基準(1ー極めて低い、2ー低い、3ー普通、4ー高い、5ー極めて高い)を用いて発行体进行评估する企業自身のESGリスク勧告を用いてESGリスクについて評価を受ける。各サブ・ファンドは、UBS ESGリスク勧告全体が1から3の間にあり、サステナビリティ・フォーカス・ファンドにとって受け入れ可能なリスクであるとみなされる場合を除き、概して、(ESG統合の項に記載される)ESGリスク・ダッシュボードにおいて特定されるリスクのある企業発行体を除外する。

サステナビリティ・エクスクリュージョン・ポリシー:

ポートフォリオ・マネジャーのサステナビリティ・エクスクリュージョン・ポリシーは、この金融商品の投資ユニバースに適用される除外(エクスクリュージョン)事項を概説したものである。サステナビリティ・エクスクリュージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針 サステナビリティ・エクスクリュージョン・ポリシー」の項に記載されている。

- **当該投資戦略を適用する前に考慮される、投資範囲を縮小するための確約された最低比率はどのくらいか？**

該当なし。

- **投資先企業の良好なガバナンス慣行を評価するための方針とはどのようなものか？**

良好なコーポレート・ガバナンスは持続可能なパフォーマンスの主要な推進力であるため、ポートフォリオ・マネジャーの投資戦略に織り込まれている。ポートフォリオ・マネジャーは、重大なESGRiskがある企業を識別するために、内部および認められた外部プロバイダーからの複数のESGのデータ・ソースを組み合わせた独自のESGRisk・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにESGRiskが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対してESGRiskを明確に示す。良好なガバナンスの評価には、取締役会の構造および独立性、報酬の整合性、所有および経営の透明性ならびに財務報告について見るが含まれる。

良好なガバナンス慣行には、健全な経営体質、従業員関係、スタッフの報酬および税務コンプライアンスが含まれる。

この金融商品について予定されている資産配分はどのようなものか？

この金融商品により促進される環境的および／または社会的特性を満たすために利用される投資対象の最低比率は 51% である。この金融商品の持続可能な投資対象の最低比率は 10% である。

資産配分とは、特定の資産への投資の割合を説明するものである。

タクソノミー適合活動は、以下のものに占める割合として表される。

- 投資先企業のグリーン活動による収益の割合を反映した売上高
- 投資先企業が行うグリーン投資(例えば、グリーン経済への移行のためのもの)を示す資本的支出(CapEx)
- 投資先企業のグリーン事業活動を反映した事業運営費(OpEx)



#1 E/S 特性に整合には、この金融商品により促進される環境的または社会的特性を実現するために利用されるこの金融商品の投資対象が含まれる。

#2 その他には、環境的または社会的特性に整合しておらず、かつ、持続可能な投資対象としての適格性も有していないこの金融商品の残りの投資対象が含まれる。

#1 E/S 特性に整合の区分は以下を包含する。

- **#1A 持続可能**の細区分は、環境目的または社会目的を有する持続可能な投資対象を包含する。
- **#1B その他の E/S 特性**の細区分は、持続可能な投資対象として適格でない環境的または社会的特性に整合している投資対象を包含する。

● この金融商品により促進される環境的または社会的特性はデリバティブの利用によりどのように実現されるか？

この金融商品により促進される特性の実現のためにデリバティブは利用されない。デリバティブは、主としてヘッジ目的および流動性管理目的のために利用される。



● 環境目的を有する持続可能な投資は少なくともどの程度EUタクソミーに適合しているか？

タクソミー規則第9条に定められる一または複数の環境目的に関するデータならびにこの金融商品の原投資がタクソミー規則第3条に基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動に対してどのようにおよびどの程度行われているか(以下「タクソミー適合投資」という。)に関するデータは収集することができていない。そのことから、この金融商品のタクソミー適合投資は0%である。

● この金融商品はEUタクソミーを遵守する化石燃料ガスおよび／または原子力に関連する活動に投資するか？

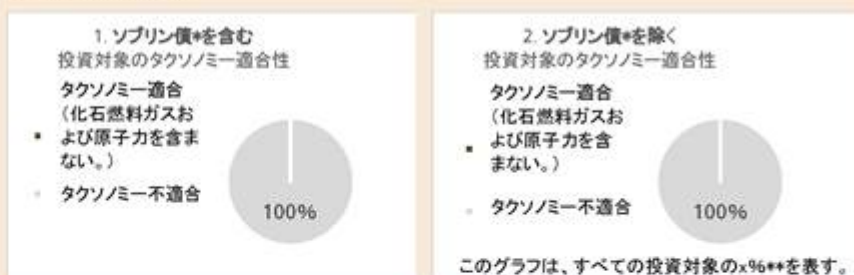
☐ 投資する。

☐ 化石燃料ガスに投資する。

☐ 原子力に投資する。

☒ 投資しない。

以下の2つのグラフは、EUタクソミーに適合している投資対象の最低割合を(本書に該当箇所はない。)で示している。ソブリン債*のタクソミー適合性を判断する適切な方法がないため、1つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債を含むすべての投資対象に関してタクソミー適合性を示しているが、2つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債以外の投資対象に関してのみタクソミー適合性を示している。



*これらのグラフの解釈上、「ソブリン債」はすべてのソブリン・エクスポージャーで構成される。

**関連しない(タクソミー適合の投資対象がない)ため、割合は記載していない。

EUタクソミーを遵守するために、化石燃料ガスに関する基準には、排出抑制および2035年末までの再生可能エネルギーまたは低炭素燃料への転換が含まれる。

原子力については、包括的な安全および廃棄物管理の規則がその基準に含まれる。

イネープリング活動とは、他の活動が環境目的に大きく貢献することを直接的に可能にするものである。

トランジショナル活動とは、低炭素の代替手段がまだ利用可能でない活動であり、とりわけ温室効果ガス排出水準が最高のパフォーマンスに相当しているものである。

¹ 化石燃料ガスおよび／または原子力に関連する活動は、それが気候変動の抑制(以下「気候変動緩和」という。)に寄与し、EUタクソミーの目的を著しく害するものではない場合にのみ、EUタクソミーを遵守する。左欄外の注記を参照すること。EUタクソミーを遵守する化石燃料ガスおよび原子力の経済活動に関する完全な基準は、委員会委任規則(EU)2022/1214に定められる。

- **トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低割合はどのくらいか？**

トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低比率に対する確約はない。

- **EU タクソノミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？**

この金融商品による持続可能な投資は、環境目的もしくは社会目的またはその双方に貢献する。この金融商品は、予め定められた環境目的または社会目的の組み合わせを確約するものではなく、そのため、EUタクソノミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合は設定されていない。この金融商品がタクソノミー適合ではない環境的に持続可能な投資対象に投資する場合、これはタクソノミー適合性を決定するのに必要なデータが欠如しているためである。

- **社会的に持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？**

この金融商品による持続可能な投資は、環境目的もしくは社会目的またはその双方に貢献する。この金融商品は、予め定められた環境目的または社会目的の組み合わせを確約するものではなく、そのため、社会的に持続可能な投資の最低割合は設定されていない。

- **どのような投資対象が「#2 その他」に含まれるのか、かかる投資対象の目的は何か、また最低限の環境セーフガードまたは社会セーフガードはあるのか？**

流動性管理およびポートフォリオ・リスク管理の目的のための現金および無格付商品が「#2 その他」に含まれる。無格付商品には、環境的または社会的特性の実現度の測定に必要とされるデータを入力することができない有価証券も含まれることがある。

- **この金融商品がこの金融商品の促進する環境的および／または社会的特性に整合しているかを判断するための参照ベンチマークとして特定の指数が指定されるのか？**

この金融商品がこの金融商品の促進する特性に整合しているかを判断する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。

- **参照ベンチマークは、この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれとどのように継続的に整合するのか？**

該当なし。

- **投資戦略と指数の手法の整合性はどのように継続的に確保されるのか？**

該当なし。

- **指定指数は、関連する広範な市場指数とどのように異なるのか？**

該当なし。

- **指定指数の計算に用いられる方法についてはどこを参照すればよいのか？**

該当なし。

は、EU タクソノミーに基づく環境的に持続可能な経済活動の基準を考慮していない、環境目的を有する持続可能な投資である。

参照ベンチマークとは、金融商品が当該金融商品の促進する環境的または社会的特性を実現するかを測定するための指数である。



より詳細な商品特有の情報をオンラインで探す場合、どこを参照すればよい
か？

より詳細な商品特有の情報は、ウェブサイト(www.ubs.com/funds)で参照することができる。

規則(EU)2019/2088第9条第1項から第4a項までおよび
規則(EU)2020/852第5条第1項において言及される

金融商品に関する契約前の情報開示

商品名:フォーカス・シキャブ・ワールドバンク・ロング・ターム・ボンド・米ドル
法人識別番号:549300EQWVSTNUBK7H03

持続可能な投資とは、環境目的または社会目的に貢献する経済活動への投資をいう。ただし、当該投資は環境目的または社会目的を著しく害するものではないことおよび投資先企業が良好なガバナンス慣行に従っていることを条件とする。

EUタクソノミーは、規則(EU)2020/852に定められる分類システムであり、**環境的に持続可能な経済活動の一覧**を定めたものである。当該規則には、社会的に持続可能な経済活動の一覧は含まれていない。環境目的を有する持続可能な投資は、タクソノミーに適合している場合もあれば、適合していない場合もある。

持続可能な投資目的

この金融商品は持続可能な投資目的を有しているか？

☒ ☒ ☒ はい

☐ ☐ ☐ いいえ

☐ 以下の経済活動に対して環境目的を有する持続可能な投資を行う比率(下限):__%

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動

☒ 社会目的を有する持続可能な投資を行う比率(下限):80%

☐ 環境的／社会的(E/S)特性を促進するものであり、持続可能な投資を目的とはしていないものの、少なくとも__%の比率で以下の持続可能な投資を行う

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☐ 社会目的を有する持続可能な投資

☐ E/S 特性を促進するものではあるが、持続可能な投資を行わない



この金融商品の持続可能な投資目的はどのようなものか？

持続可能な投資として適格な国際復興開発銀行（以下「IBRD」という。）が発行する世界銀行債、ミディアムタームノート(MTN)および私募債に投資する。

持続可能性指標とは、この金融商品の持続可能な目的がどのように実現されるかを測定するものである。

● この金融商品の持続可能な投資目的の実現度を測定するためにどのような持続可能性指標が用いられるか？

商品の発行体はIBRDである。IBRDは、189の加盟国が所有する国際組織であり、グローバルな開発協力機関である。世界最大の開発銀行の一つとして、中所得国および信用力の高い低所得国にローン、保証、リスク管理商品および助言業務を提供することによって、世界銀行グループの使命を支えている。IBRDは、持続可能な開発活動に資金を提供し、プラスの影響を与えるため、70年以上にわたり債券を発行してきた。すべての世界銀行の開発プロジェクトは、世界銀行グループの目標と合致し、国際連合の持続可能な開発目標に沿った、プラスの環境的・社会的影響と成果を達成するよう企図されている。

● 持続可能な投資対象は、環境面または社会面での持続可能な投資目的に著しい害を及ぼすことをいかにして避けるのか？

当該金融商品の持続可能な投資対象は、IBRDが発行する世界銀行債、ミディアムタームノート(MTN)および私募債である。IBRDは、潜在的な悪影響による損害を回避し、最小限に抑えるための方針を導入している。

持続可能性要因への悪影響の指標はどのように考慮されているのか？

開発銀行債は、プラスの社会的・環境的影響を有するプロジェクトのために資金調達を可能にするものであるため、この投資対象はサステナビリティ要因に悪影響を及ぼさない。

持続可能な投資はOECD多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則にどのように適合しているか？

国際連合グローバル・コンパクト(UNG)の原則に違反している発行体であって、信頼性のある是正行動を示していない発行体は、投資ユニバースの一部を構成しない。



この金融商品は持続可能性要因への主要な悪影響を考慮するか？

✕ 考慮する。

主要な悪影響（以下「PAI」という。）とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関する持続可能性要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。UBSは、その意思決定プロセスにPAI指標を組み込んでいる。

当該金融商品の持続可能な投資対象は、IBRDが発行する世界銀行債、ミディアムタームノート(MTN)および私募債である。IBRDは、国際開発金融機関に分類されており、そのような超国家的機関という性質により、主要な悪影響の指標のすべてが関連するわけではない。

現時点において、かつ、関連する場合、除外(エクスクリューション)は以下のPAI指標に基づいている。

主要な悪影響とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関するサステナビリティ要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。

1.14 「非人道的兵器(対人地雷、クラスター弾、化学兵器および生物兵器)へのエクスポージャー」

ー UBS-AMは、クラスター弾、対人地雷もしくは化学兵器および生物兵器に関与する企業または核拡散防止条約に違反する企業には投資しない。UBS-AMは、非人道的兵器の開発、生産、保管、保守もしくは輸送に関与する企業またはそのような企業の過半数株主(50%以上の持株比率)である企業を非人道的兵器に関与するものとみなす。

持続可能性要因に対するPAIの考慮に関する情報も、サブ・ファンドの年次報告書に記載されている。

考慮しない。

この金融商品が用いる投資戦略はどのようなものか？

投資戦略の詳細は、上記の「この金融商品の持続可能な投資目的はどのようなものか？」およびその小項目への回答に記載される。

● **持続可能な投資目的を実現するための投資対象を選定するために用いられる投資戦略の結合要素はどのようなものか？**

この金融商品により促進される一または複数の特性を実現するための投資対象を選定するため、投資戦略の以下の一または複数の結合要素が用いられる。

サブ・ファンドは資産の 100% (現金、現金同等物、短期金融商品およびデリバティブを除く。)を、持続可能な投資として適格な IBRD が発行する世界銀行債、メディアムタームノート(MTN)および私募債に投資する。サブ・ファンドの資産を(例えば、高いインフローのため)IBRD 証券に投資することができず、投資家の最善の利益になる場合、かかる資産の一部を一時的に米国債に投資することができる。

四半期末に、当該四半期のすべての営業日における価額の平均値を用いて、一または複数の結合要素が計算される。

● **投資先企業の良好なガバナンス慣行を評価するための方針とはどのようなものか？**

サブ・ファンドは、持続可能な投資として適格な IBRD が発行する世界銀行債、メディアムタームノート(MTN)および私募債に投資する。サブ・ファンドの資産を(例えば、高いインフローのため)IBRD 証券に投資することができず、投資家の最善の利益になる場合、かかる資産の一部を一時的に米国債に投資することができる。SFDR において言及される良好なガバナンス慣行は投資先企業に関係するものであり、ソブリン証券等のその他の種類の投資対象には適用されない。

投資戦略は、投資目的およびリスク許容度等の要素に基づく投資判断の指針となるものである。

良好なガバナンス慣行には、健全な経営体質、従業員関係、スタッフの報酬および税務コンプライアンスが含まれる。



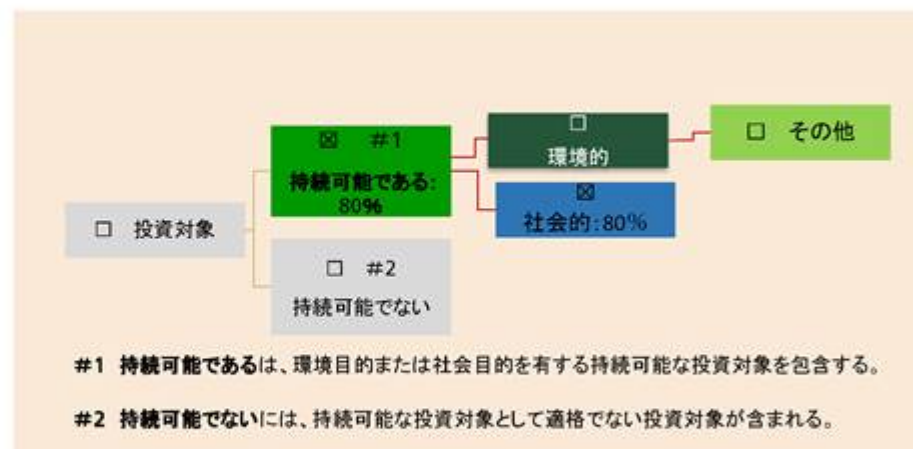
資産配分とは、特定の資産への投資の割合を説明するものである。

タクソミー適合活動は、以下のものに占める割合として表される。

- 投資先企業のグリーン活動による収益の割合を反映した売上高
- 投資先企業が行うグリーン投資（例えば、グリーン経済への移行のためのもの）を示す資本的支出（CapEx）
- 投資先企業のグリーン事業活動を反映した事業運営費（OpEx）

資産配分はどのようなものか、また持続可能な投資対象の最低割合はどのくらいか？

当該金融商品の持続可能な投資対象の最低比率は 80%である。当該金融商品の社会目的を有する持続可能な投資対象の最低比率は 80%である。



● 持続可能な投資目的はデリバティブの利用によりどのように実現されるか？

この金融商品の持続可能な投資目的の実現のためにデリバティブは利用されない。デリバティブは、主としてヘッジ目的および流動性管理目的のために利用される。



環境目的を有する持続可能な投資は少なくともどの程度 EU タクソミーに適合しているか？

タクソミー規則第9条に定められる一または複数の環境目的に関するデータならびに当該金融商品の原投資がタクソミー規則第3条に基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動に対してどのようによびどの程度行われているか（以下「タクソミー適合投資」という。）に関するデータは収集することができていない。そのことから、当該金融商品のタクソミー適合投資は0%である。

● この金融商品は EU タクソミーを遵守する化石燃料ガスおよび／または原子力に関連する活動に投資するか¹？

- ☐ 投資する。
- ☐ 化石燃料ガスに投資する。 ☐ 原子力に投資する。
- ☒ 投資しない。

¹ 化石燃料ガスおよび／または原子力に関連する活動は、それが気候変動の抑制（以下「気候変動緩和」という。）に寄与し、EU タクソミーの目的を著しく害するものではない場合にのみ、EU タクソミーを遵守する。左欄外の注記を参照すること。EU タクソミーを遵守する化石燃料ガスおよび原子力の経済活動に関する完全な基準は、委員会委任規則(EU)2022/1214に定められる。

EU タクソミーを遵守するために、化石燃料ガスに関する基準には、排出抑制および 2035 年末までの再生可能エネルギーまたは低炭素燃料への転換が含まれる。

原子力については、包括的な安全および廃棄物管理の規則がその基準に含まれる。

イネープリング活動とは、他の活動が環境目的に大きく貢献することを直接的に可能にするものである。

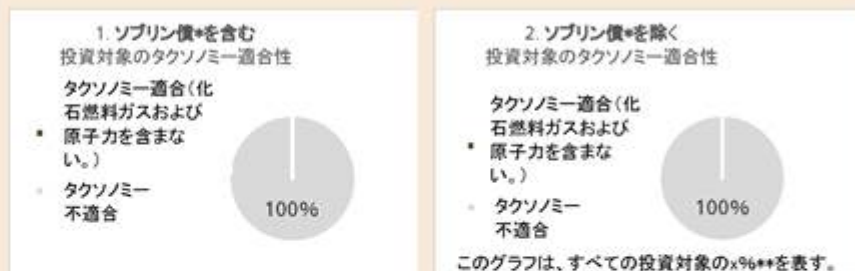
トランジショナル活動とは、低炭素の代替手段がまだ利用可能でない活動であり、とりわけ温室効果ガス排出水準が最高のパフォーマンスに相当しているものである。

は、EU タクソミーに基づく環境的に持続可能な経済活動の基準を考慮していない環境的に持続可能な投資である。



参照ベンチマークとは、金融商品が当該金融商品の促進する環境的または社会的特性を実現するかを測定するための指数である。

以下の2つのグラフは、EU タクソミーに適合している投資対象の最低割合を（本書に該当事項はない。）で示している。ソブリン債*のタクソミー適合性を判断する適切な方法がないため、1 つ目のグラフは、当該金融商品のソブリン債を含むすべての投資対象に関してタクソミー適合性を示しているが、2 つ目のグラフは、当該金融商品のソブリン債以外の投資対象に関してのみタクソミー適合性を示している。



*これらのグラフの解釈上、「ソブリン債」はすべてのソブリン・エクスポージャーで構成される。

**関連しない(タクソミー適合の投資対象がない)ため、割合は記載していない。

トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低割合はどのくらいか？

トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低比率に対する確約はない。

EU タクソミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

当該金融商品は、EU タクソミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合を確約していない。

社会目的を有する持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

当該金融商品は、80%以上の比率の社会目的を有する持続可能な投資を目標としている。

どのような投資対象が「#2 持続可能でない」に含まれるのか、かかる投資対象の目的は何か、また最低限の環境セーフガードまたは社会セーフガードはあるのか？

現金、現金同等物、短期金融商品および補助流動性確保の目的またはヘッジ目的で利用されるデリバティブまたはその他の商品が「#2 持続可能でない」に含まれる。

持続可能な投資目的を満たすための参照ベンチマークとして特定の指数が指定されるのか？

サブ・ファンドは、ベンチマークであるソラクティブ・グローバル・マルチラテラル開発銀行債米ドル5-10年トータル・リターン・インデックスと比較してサブ・ファンドのパフォーマンスを参照する。ベンチマークは、本サブ・ファンドの持続可能な投資目的に沿っている。

● **参照ベンチマークは、持続可能な投資目的と継続的に整合する形でどのように持続可能性要因を考慮するのか？**

ポートフォリオ・マネジャーは、当初から、その投資戦略への関与度およびポートフォリオ・マネジャーが達成しようとする持続可能な目的の実現度の参照ベンチマークを選定している。指数は毎月リバランスされ、指数提供会社が適用する指数の作成方法に関するさらなる詳細は以下に記載される。

● **投資戦略と指数の作成方法の整合性はどのように継続的に確保されるのか？**

投資戦略と 指数の作成方法の整合性は、ポートフォリオ・マネジャーが指数の発行体部分の一部に投資することから継続的に確保される。

● **指定指数は、関連する広範な市場指数とどのように異なるのか？**

このベンチマークは、広範な市場指数とは異なり、ベンチマークに組み入れることができるのはマルチラテラル開発銀行が発行した債券のみである。マルチラテラル開発銀行とは、特にG7のすべての国が株主として含まれている開発銀行である。世界銀行はベンチマークを構成する重要な債券発行体である。ベンチマークは本サブ・ファンドの持続可能な投資目的に沿っている。

● **指定指数の計算に用いられる方法についてはどこを参照すればよいのか？**

指数の作成方法は、指数提供会社の関連するウェブページ (<https://www.solactive.com/indices>) に掲載されている。



より詳細な商品特有の情報をオンラインで探す場合、どこを参照すればよいのか？

より詳細な商品特有の情報は、ウェブサイト(www.ubs.com/funds)で参照することができる。

別紙B

交付目論見書の概要

<訂正前>

(前略)

投資方針 投資目的	(中略) フォーカス・シキャブーワールドバンク・ロング・ターム・ボンド・米ドルは、資産の少なくとも100%（現金、現金同等物、短期金融商品及びデリバティブを除きます。）を、サステナブル投資として適格な国際復興開発銀行（以下「IBRD」といいます。）が発行する世界銀行債、ミディアムタームノート（MTN）および私募債に投資します。サブ・ファンドの資産を（例えば、高いインフローのため）IBRD証券に投資することができず、投資家の最善の利益になる場合、サブ・ファンドは、その一部を一時的に米国債に投資することができます。
--------------	--

(後略)

<訂正後>

(前略)

投資方針 投資目的	(中略) フォーカス・シキャブーワールドバンク・ロング・ターム・ボンド・米ドルは、資産の少なくとも100%（現金、現金同等物、短期金融商品及びデリバティブまたは<u>ヘッジ目的のその他金融商品</u>を除きます。）を、サステナブル投資として適格な国際復興開発銀行（以下「IBRD」といいます。）が発行する世界銀行債、ミディアムタームノート（MTN）および私募債に投資します。サブ・ファンドの資産を（例えば、高いインフローのため）IBRD証券に投資することができず、投資家の最善の利益になる場合、サブ・ファンドは、その一部を一時的に米国債に投資することができます。<u>サブ・ファンドは、ヘッジ目的で債券先物、金利スワップおよび為替先渡などのデリバティブを利用することができます。</u>
--------------	---

(後略)